

【融資斡旋および利子補給制度について】

（対象となる工事）

1. 既設汲み取り便所（浄化槽を含む）を水洗便所に改造する工事、及び同時に施工する台所、浴室、洗濯場等の排水設備工事の施工に要する工事。
2. 上記の工事において必要となる最小限度の便所内部の左官工事、大工工事、給水工事。
3. 新築、増築、改築の場合は対象とならない。また、交付決定前に工事着手すると、対象から外れます。

（交付対象者）

1. 下水道の供用開始の日から3年以内に排水設備工事を行う者。
2. 市内に在住の者でかつ自己の居住用の建物の所有者。
3. 市税、下水道受益者負担金、水道料金などの滞納のない者。
4. 以前にこの制度を利用していない者。

（融資斡旋の額）

- ・ 1世帯につき90万円までとする。

（融資斡旋の条件）

1. 融資利率 実質0%（市が半年毎に、利息分を個人口座へ返却します。）
2. 融資期間 60ヶ月以内とする。
3. 償還方法は元利均等分割払いとする。また、延滞金は金融機関の規定による。

（金融機関による審査）

市役所の審査とは別に金融機関の審査があります。金融機関ごとに融資の可否条件がありますので、まずは市役所（裏面のお問合せ先）へご連絡いただき、その後、希望される金融機関に融資の条件をお問合せ下さい。

（申請に必要な書類）

1. 水洗便所等改造資金融資斡旋申請書
2. 排水設備等計画確認申請書・・・3部（コピー可）
3. 印鑑登録証明書
4. 市税完納証明書
5. 世帯全員の住民票
6. 条件調査承諾書（世帯員が複数名の場合は、連名で全員分の署名または記名押印必要）

（受付時期）

- ・ 申請は随時受け付けますが、原則、申請年度に一連の手続きが完了することとする。

（申請後の手続きの流れ）

1. 市に申請書を提出。（申請の手続きについては指定工事店が代行して行います。）
2. 市は、申請書の内容を審査確認し、融資が可能となれば申請者に「融資決定通知書」を送付し、同時に金融機関に対して融資の依頼をする。
3. 申請者は、「融資決定通知書」の通知を受けた後、次の書類を金融機関に提出する。
 - 1) 融資決定通知書
 - 2) 金融機関の定める書類金融機関は、融資の可否を審査し、結果を申請者と市に通知します。
4. 金融機関からの融資決定の通知を受けた後工事に着手するものとします。
5. 工事の完了後、排水設備工事の検査に合格したときに融資額の確定となります。
（工事の変更に伴う工事費の増減により、融資額の変更は生じます。）
融資の額が確定したら申請者に決定額を通知します。
6. 決定額の通知を受けた申請者は、金融機関に水洗便所等改造資金融資借入申込書に次のものを添えて提出する。
 - 1) 融資幹旋額決定通知書
 - 2) 申請者の印鑑登録証明書
 - 3) 融資金額を工事店が受領するための委任状
 - 4) 承諾書
 - 5) 金融機関の定める書類
7. 金融機関は、融資の決定金額を工事店の口座に振り込む。

（利用できる金融機関）

松阪市内の下記金融機関でご利用になれます。

三十三銀行、百五銀行、桑名三重信用金庫、東海労働金庫

みえなか農業協同組合、東日本信用漁業協同組合連合会

市への問い合わせ先

下水道建設課生活排水係

北部上下水道事務所

電話 0598－53－4132 FAX0598－26－4319

電話 0598－56－7906 FAX0598－56－7148